

富山県農山村振興対策委員会 議事録

日時 令和元年5月20日（月） 午前10時～12時

場所 富山興銀ビル10階会議室

1 開 会

（司会） 定刻となりましたので、ただいまから富山県農山村振興対策委員会を開会いたします。

それでは、委員長に議事進行をお願いします。

2 議 事

中山間地域等直接支払制度の最終評価（案）について

（委員長） それでは、始めさせていただきます。

まずは本日の議事の進め方ですけれども、中山間地域等直接支払制度の第4期対策の最終評価をするということをメインに掲げてございます。ちょっとややこしいことがあります、区分しながら説明いただくことになります。

そういう意味で、国への報告事項でございます中山間地域等直接支払制度の最終評価につきましては9項目と盛りだくさんなものですから、1項目ごとに説明を受けまして、委員の皆様方から質疑や意見交換をするという方法にしていきます。1項目当たり10分以内で進めたいと思いますので、ご協力よろしく願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局） まず、中山間地域直接支払制度を簡単におさらいしたいと思います。

皆様のお手元には、国がつくられたカラー刷りの資料もございますが、私ら今回の評価のためにつくりました最終評価説明資料という資料はございますでしょうか。これを1枚めくりましたら、表紙の裏側に直接支払制度の概要ということで書かせていただいております。

この中山間地域等直接支払制度というのは、平場と比較しまして条件の不利なところで農業を営んで農村地域の営みを継続していくと、農業を継続していくというような地域に対して支援するというものでございますが、まずは地域指定があります。この地域指定というのは、そちらに書いてございますが、4法指定、特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、こういった条件不利地のそういう指定されております振興する法律がまずあります。

それと、この中にはいないのですが、各県の知事がそれと同等くらいの条件、もしくはその地域独特の条件で指定したいという知事特認地域を指定するというのがまず前提になっております。法的な環境的なものでございます。

その次に傾斜が入ってまいります。例えば田んぼの場合は傾斜20分の1以上、これは急傾斜なのですが、20メートル行って1メートル上がるもしくは下がる形です。緩いところでは100メートル行って1メートル、なぜ急と緩いのと2つあるかといいますと、交付金額に差が出ます。水田の場合は、急なところで小さな棚田をたくさん持っているところは、緩いところよりもより不利だということで、交付金額が大きくなってまいります。

畑地につきましては、急なところは15度、緩いところは8度というような形で、度であらわしてあるのでちょっとわかりにくいかと思いますが、畑はもともと水田と違って斜めになっていても大丈夫なものですから、ここで言いますと3.7メートル行って1メートル上がるというような間隔ですね。これは10メートル行って2. 数メートル上がるような、そんな傾斜のところがここで言う急傾斜でございます。

そういったイメージのところの畑は田よりも少し交付金額は抑えられています、こういったようなことで支援を行っているという程度のものでございます。

実際に何に取り組むかというのがこちらの下の表に書いてございますが、まず農業生産活動等を継続するための活動、これは基礎単価の活動といたしまして、イメージとしましては、江ざらいとか水路の維持管理活動といったもの、耕作放棄地発生防止のための活動、あとは法面の草刈りといった地域での共同活動的なものを基礎活動という形でまず位置づけられております。これをやることによって、上記の表の中にあります交付単価の80%を交付されることになります。

それで、下段の体制整備のための前向きな活動というのは、さらに頑張る地区につきましては、このA、B、Cの中から自分の集落で取り組めるものを選択していただきまして、もう一つ先の農業を頑張るって目指すというものでございます。そうしますと、上記の表の真ん中をいただくと、こういう制度になっております。

今回、この事業の5年目になりまして最終評価を下すんですが、委員会の開催状況という資料を見てください。この日本型直接支払制度というのが、平場を中心に行われております多面的、それでこの中山間地域等直接支払、環境保全型農業の大きく3つの柱で構成されておまして、当委員会はその3つを網羅している委員会でございます。今回は、中山間地域の第4期活動がちょうど最終年ということで、来年から5期に持っていきたいと国は考えております。そのために、この4期までの活動の中で、来年から始まるものに継続していくべきもの、あとは、第三者の意見を踏まえて、新たに改良してより良い制度にしていくために、今の段階で最終評価をして国に提出していただくということになっております。それが真ん中の黄色く塗ってある最終評価という部分に当たるもので、本日、県の第三者委員会ということになっております。

あと、最終評価結果書に添付して提出する予定の資料がございます。タイトルは最終評価の項目ということで、表になっていて丸がついてあるA4の資料です。9項目のうち1、2、3は4期の活動についての実績でございます。市町村から提出いただいた、活動の取組み状況の実績でございます。4番目は評価の総まとめ、5、6、7、8、9が本日出席いただいております委員さんのご意見等を反映して、富山県から国に提出する内容のそういった構成のものになっております。

1枚開いていただくと、そこからが実際に国に提出しなければならない様式に、今の段階で事務局側の考え方、市町村さんの結果を載せてあるものでございます。簡単ですが、全体の説明は以上でございます。

(委員長) ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

ちょっと確認していきたいんですけど、評価の対象期間、例えば業務の実績だけとか、あるいは実績を調査するには1期から4期まで評価しなければいけないとか、

いろいろ項目によってあったと思うんですけど、それを確認させてください。

(事務局) 今の委員長さんからのご質問なのですが、5番の項目のだけが過去の20年前からの事業の評価をしてくれという意味合いです。それ以外は4期のものについての評価となります。

(委員長) 意見をいただくときに、どこの範囲をやるかということが大事なので確認しました。

それで、4期は結局、平成27年から平成31年までですので、実は今年度も入っているんですよ。だから、ある意味では本当の最終ではないんですけども、ここまでの時点でとにかく4期を評価してくれということで。これも前年までの実績が参考にはなっているというようなことです。

(委員長) それでは、項目3の説明をお願いいたします。事業ごと、項目ごとの評価ということですね。

(事務局) それでは、項目3に入る前に、項目1、2のところも少しだけ、こういう結果だったというところを簡単に説明します。

皆様のお手元の県がつくった説明資料というものに、項目1、2の内容として、ちょっと取りまとめたものを書いております。

説明資料の3ページをお開きください。4期対策の取組状況という表が真ん中より下に出ております。富山県の地図の下です。

ここでちょっと見ていただきたいのは、市町村は12市町村、4期対策でやっておられるんですが、交付金額は7億4,586万円が平成30年度の実績でした。3期対策は7億5,461万円、若干下がっております。これは、交付する対象の農地が減ったから交付金が減ったとお考えいただきたいと思います。

交付金の性格としましては、共同活動分と個人への配分、これは各集落の中での活動の性格によって振り分けられているので、どっちがどうしなければならないというものではありませんが、ちょっと見ていただきたいのは、共同活動の金額は年々ダウンしていっております。しかしながら、個人配分はアップしていっているというところがこの表の中で注目の部分かなと。

その理由はなぜかということは今後の分析で、私らまだ把握できておりませんが、このような結果が出ておるということをお伝えいたします。

次に、3番目の項目に入ります。

国に提出する様式のものとは説明資料を、設問ごとに、番号は共通しておりますから、両方目を通しながら説明を聞かれると分かりやすいかなと思います。

まず、3番目の事項ごとの評価というところになります。

まず、この事業をやる時には、集落協定をつくるのが前提になっていますが、集落マスタープランといったものもつくることになっております。ページでいきますと、国に提出する資料「都道府県最終評価結果書」の1ページです。集落マスタープランに定めた取り組むべき事項、こういったものに対してどういう状況になっているかということ、市町村から上がってきた回答が右側に出ておりますが、ま

ず、共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備が、このプランに掲げている取り組みとしては94%と最も多く、あとは機械・農作業の共同化が8%、担い手への農地集積5%、こういう形で取り組みが分かれており、ほとんどが集団で持続可能な体制整備を目指しているということが分かりました。

次の(2)の農業生産活動等として取り組むべき事項ですが、耕作放棄の防止等の活動ということで、協定面積としましては、集落協定では7,860ヘクタールということで、各作業項目によって重複して取り組んでいくものも足し合わせておりますので、7,860ヘクタールと表現しております。

2ページをご覧ください。水路、農道等の管理活動にどれくらい取り組んでいるかという具体的な農村の現状を載せております。やはりほとんどの地域において、こういう施設の管理というものがメインでなされているということが分かるかと思えます。

その次の項目では、多面的機能を増進する活動も位置づけられていますが、この中で特に多かったのが、周辺の山の草刈り、全体の取り組みの半数近くがこういった活動をやっておられると。あとは花を植えたり、そういう景観的なものに取り組むと。あとは、花ばかりではなくて、耕作放棄地にならないように、遊休農地には景観的な作物を植えるという取り組みなんかも96協定と非常に多いというものでございました。

次、(3)番でございます。今説明したところは先ほど言いました活動の部分に当たります。この(3)では、もう1つ上を目指すプラスアルファの要件のところ、お手元の国のカラーの資料を参考にさせていただきたいんですが、4ページをお開きください。

まず、A要件は農業生産性の向上ということで、機械の共同利用とか、ソバの栽培とか、農家が土地改良の水路とかそういったものの施設を共同で整備するようなことを行うとA要件に該当します。

B要件は、今度は女性、若者などの参加を促すような取り組みでございまして、こちらに出ております新規の就農相談、農産物の加工・販売、体験農園といった活動を行われるところはB要件。

次にC要件でございまして、集団的かつ持続的な体制整備、これは何かと申しますと、集落の中で一生懸命田んぼをやっていたんだけど、何か都合が悪いことが出てきてその方ができなくなったときに、地域の中できちっと田んぼの継続を、農業をフォローする、そういった仕組みですね。そういったものもきちんとできる体制を整えるというのがC要件でございます。

こういったA、B、Cの要件に対して、自治体の市町村からの意見が、先ほど国に提出すると言っておりました2ページと3ページに表現されております。

本県の場合、99%がC要件となっております。B要件は、1協定だけですし、A要件につきましては、富山県全体で50ヘクタールで、協定数にしたら9協定。Aが9協定、Bが1協定、それで残り全てCが261協定といったような状況だということをお知らせいたします。

次に4番目、(4)ですが、その他協定締結による活動ということですが、加算措置に関しましては、国のパンフレットの5ページ目をご覧ください。「加算措置もあります」というページですが、集落連携・機能維持加算というものがございまして、

集落協定の広域化支援というものと、小規模・高齢化集落支援ということで右側の横のイメージ図を見ていただきますと、3つの協定が一緒になってやった場合に3,000円出ますよというものの、B集落はやっていないんだけど、A集落の中に取り込むことによってB集落分がA集落にお金が出ますというものが下の方です。

それで、小規模・高齢化集落支援というものは第3期対策から、集落協定の広域化支援というのは第4期対策から出るというものです。

そのほか、②超急傾斜農地保全管理加算というのがございまして、これも4期対策から始まっておりまして、先ほど田んぼで20分の1以上というのが急傾斜という話だったんですけども、さらに超急傾斜ということで、10分の1以上というような要件になっているところがあります。こういったものにも県内で取り組まれているということが、最終評価書の3ページ目から4ページ目にかけてこの結果が載せてあります。

国のカラー刷りのパンフレットの8ページです。この集落戦略、これは何かと申しますと、先ほどC要件のところ、集落内で農業ができなくなった人を助ける、そういう仕組みの体制づくりもありますというようなことを言うておりましたが、この集落戦略というのは、集落全体のもっと大きな話を取っておりまして、集落の中でこの活動が本当にできなくなってきたときにどうするんだということの保険制度みたいなものを国の方は平成28年度に制度化しております。

これは、取組みが集落としてできなくなったら、過去にさかのぼってお金を返さなければならない。そんなことは地域によって大変なことなものですから、国では集落戦略という制度をつくって、隣の集落の方々に応援してもらおうとか、事務を広域化して取り組むとか、そういったことを集落戦略という形にして行うという制度でございます。

その集落戦略について、国に提出するところには、実際に県内でこれに取り組んでおるところも多くございまして、それについての実績をここに示してございます。

県内では、まだまだ全ての地域がこの集落戦略の取組みをしておりませんで、全体で200数十の協定があるんですが、集落戦略をやっている協定は103協定にとどまっているということで、これは広げていきたいところでございます。

(委員長) いろいろ出てきたわけですけども、制度的な中身も含めまして、皆さんからご意見、ご質問、まず質問があると思うんですけども、ございましたら出していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

集落戦略は、28年度から始まっているんだけど、あまり聞き覚えがないというか、そういうところはあるかもしれません。

(委員) この部分ではデータの把握ということではあるんですけども、冒頭でも集落機能が今低下しているというような佐藤参事のお話もあって、そもそも富山県で支払いをされている割合が、58%が協同組合で、個人配分が42%と3ページの実施状況の概要のところを書いてあって、どちらが多かったかという話ではなく、ただ、協同組合への支払いは減っていて本人への配分は増えているということで今ご報告がありました。これは他県では大体どのような割合なのか。国全体で言うとどれぐらいの割合で、富山県はちょうどその半々ぐらいというのは普通と

言ったら何ですけれども、全国水準としてはどんなものなのか。

さらに、県の戦略として集落機能の低下を言っておられましたけれども、協同組合への支払いというか、交付の割合をとどませたいのか、別に個人に配分しても農地を守っていききたいというか、どちらもあると思うんですけれども、県の考えというか、そしてどういうふうにならなっているかお聞かせいただきたいんですが。

(委員長) その辺を説明されるときに、この制度はどうなっているのかもうちちょっと詳しく、例えば集落に何十万か何百万か入るわけですね。それをどうやって分配するかは基本的に地域に任されているんですよ。それを割合的に、例えば6割は共同活動、みんなでそれを使いましょうやと。賃金でも何でもいいんですけど、それから場所によって****。残りは各農家に個人配分するということができるんですよ。

まず制度的にそれは自由に割合を動かせるのかどうかということも含めて少し、それが今の流れから言うと、今までは共同活動で使っていた部分が結構多かったんだけど、最近はどうも個人配分に使われるやり方のほうが増えてきたという説明だったわけですね。それはなぜかというのはよくわかっていないということなので、理由はいろいろ皆さんのお考えもまた聞きたいんですけれども、とにかくそういう状況になっているという、制度的にまずどうなのか少し、全国の今のことも伺いたいということで、もしわかっていることがあれば。

(事務局) 全国の2つの所得補償的なことと共同活動的な部分の比率は、今、私らここではちょっとわかりません。また国のほうに確認してご連絡させてください。

国の制度的な話でございますが、国は、個人配分する所得補償という形には半分以上まずはこの事業をスタートしたときに指導の目標にしておられました。

というのは、中山間の中で営農をするということは、それだけ広い意味で条件不利なことがあって、所得補償をまずはきちっとしてあげて共同活動というものに取り組んでくださいという国の指導でございました。

(委員長) もともとは個人配分のほうが上だったんですか。

(事務局) そうです。そのウエートを強く意識されているというふうに。

(委員長) ということは、実態として何十年も、2000年ぐらいからやっているからもう20年だけど、その間に共同活動の分が一回膨らんだわけですね。それがまた国なりにウエートが逆戻りしてきたということですか。

(事務局) そこは先生おっしゃるとおりで、多分富山県といいますか北陸の米づくりの影響から、昔から集落にいるというような活動の中で、みんなで共同的にする作業のウエートが非常に大きかったんじゃないでしょうか。それで、共同活動に取り組むウエートが行っていたんだと思いますが、それが近年、何年もやっていくうちにどんどんなれてきて、個人配分にウエートをかけられるようになってきたのかなということもちょっと想像はしております。

(委員長) その辺、実際に**委員とか**委員に、中山間でやっているときに、集落の話し合いがどうなっているのかというのを、本当に個人活動の部分が必要になってきて膨らんできているという意味なのか、共同活動はそれなりに皆さんなれてという感じで少し*****いいというような判断で来ているのか、その辺の判断は何かございますか。

(委員) それはそれぞれの地域によって多少違うんじゃないかなと思うんですね。私の利賀地域で言いますと、個人よりもむしろ農業公社に委ねる部分が多いものですから、そういうふうに交付金をもらえば、そちらに大部分を出して、個人はむしろ小さいんじゃないかなと思っています。農業公社が成り立つためのいろんな活動をしていただく、そういったところで集団的に取り組むという考え方もありますし、ですから、利賀の場合はちょっとこの例とは違うと思います。

(委員長) わかりました。ありがとうございます。

(委員) 桐谷の場合は、ほとんど面積が小さいので、入ってくる*****全体が小さいものなので、共同作業をしないと成り立たない危機的状況にあるので、共同作業として出れる人というのはまだ体が元気な限られた人たち。その人たちに頼らなければいけない現状なので、個人よりも共同作業をきっちり確保してやろうという意思があります。

ただ、市からの指導は、さっきおっしゃったように、個人配分を半分確保して、残り半分を共同でやりますという指針なので、今のところそのまま来ていますけど、ちょっとそれでは成り立たなくなりそうだなと。共同にもっとウエートを置くべきではないかと。

(委員長) なるほど。そっちのほうにウエートを置きたいと。

(委員) そうですね。そんな意見もありました。

(委員長) 重要なお指摘だと思いますが、現場としてはむしろ共同活動をしっかり*****したいというご意見だったので、今の流れはどういうふうに*****
***そういう角度からもやっぱり見ていかなければいかなのかなと思います。

それが、共同活動に置きたいんだけど置けないような事情が、やっぱり高齢化したりして、今の話だと、共同活動でしっかり元気な人をある程度置かないと無理だとなれば、それはやっぱりかなり難しくなっていくということで、しょうがない、じゃ、個人に配分するかみたい話になっているかもしれない。そこはまた評価はそんなふうにしていかなければいけないと思います。

ということで、とりあえずご質問はよろしいですかね。

それで、ほかにこの4期の実績という、第3番目の3の事項ごとの評価につきまして何かご質問、ご意見はございますか。

私の感想的なところをちょっと言っておきますと、この評価、実績はこういう数

字が出てそのとおりだと思うので、それはそれでいいですけども、やっぱり全体的に何までできているか、この制度が何をちゃんとやっていて、何をやり切れていないのかという意味で言いますと、やっぱり基礎単価の部分はそれなりにやっているわけです。このA、B、C要件の中で、A、Bが非常に少なく、C要件は共同でやるけど*****にはなるので、そこまでやっているというか、そういうことがやっぱり見えているんですね。

それから、28年度からある集落戦略と言われるもの、あるいは加算措置という2点を、集落戦略もわざわざ保険、要するに、この制度は5年間ちゃんと耕さないと返しなさいというルールがあるわけですよ。そのルールを少し変えてきたりは確かにしているんです。緩めたりしてきているんですけど、ルールとしてはあるものですから、そのためにどういう対策をとったらいいかという保険的な制度なんですよ。

そういう意味で、本来は、ここまで厳しくなると、どこの集落もその保険に入っていたほうが当然いいとは思うので、それがまだ*****になるかもしれないしあれなんですけど、集落の危機感というところが薄いのもかもしれないし、よくわからないんですけど、ほとんど、103集落入っているんですけどここに入っていないという、じゃ、ほかの集落は本当に大丈夫なの？ という感じにもなっているんです。

だから、この制度そのものを全体的に見ますと、基本的に耕作放棄は何とか防いでいるなという感じはするんです。体制をそれなりに作りながら、今までのところは耕作放棄を整備した効果は出ていると思いますけれども、もう一步先の部分というのがこの制度ではちょっと見えていない感じですね。営利保険の非保険とか、そういうプラスアルファ的な制度だとか、あるいはそういう保険をしっかりとかけるとかというようなところまでは、どうも今の段階ではまだ十分ではないかなという思いもして、全体的な感想なんですけれども、そういうような***がございまして、

というようなことも踏まえながら、これから項目ごとの説明をいただきまして、それから、全体的に一括でやっちゃうとわけがわからなくなるので、それぞれの項目ごとにご意見をいただく時間を設けます。ある意味では、そのときに言っていた中身がそのまま反映されますから、ぜひいろんなご意見をいただければと思っております。

それでは、説明のほうを順次お願いします。

(事務局) そうしたら、4番目は最後に委員長がお話ししてください。取りまとめ、最後、A、B、Cというような評価云々というところ、5番目をご説明します。第1期対策から第4期対策までの効果等ということで、お手元の国に提出する最終評価結果書では5ページになります。それと、県が作成した説明資料は17ページになります。国に出すものの5ページの下半分と、17ページの上半分を見ていただきたいと思っております。

まず、国に提出するところの左側に丸がついているのは、1番から、何か耕作放棄地の発生が防止されたとか、ずっと次のページにも、15番まで項目がありますが、県内の市町村さんが、この中で効果があったと思われるものを選択して丸をつけていっておられるのを集計したものがこの結果です。どのような意見があったかということの説明資料の17ページで集計してございまして、そちらで説明します。

(委員長) ちょっと待って。資料を確認しなければいけない。説明資料はこれ。

(事務局) そうです。その17ページです。

(委員長) 全部で18ページある資料の17ページ。これは国に出すもの。

(事務局) 集計したもののまた解説です。

(委員長) 解説の、説明するための資料。

(事務局) そうです。その17ページに、こういった項目5のコメントをしております。17ページを見ていただきますと、1期から4期までで最も効果があったと考えられる事項として、まず水路・農道等の維持管理、鳥獣被害が防止された、耕作放棄地の発生が防止された、括弧の中には町村数が書いてございますが、こういったことが非常に多かったと。その次に、耕作放棄地発生防止対策については、定期的な見回り、鳥獣害対策等の実施、担い手への集積により、農地が適正に管理されていることから評価できますと。

あと、水路・農道の維持管理については、定期的な見回り、計画的な修繕・補修などにより、生産基盤が適正に維持管理できていることから評価できますと。

次、鳥獣被害の防止については、集落ぐるみで電気柵の設置や維持管理を行っていることにより、協定農用地への野生鳥獣の侵入が減って、農作物被害が減少しているということから評価できるというのがおおむねの意見でございました。

それを、集計結果として町村の数を示したものが下の表になっております。

(委員長) ちょっと確認ですけど、今読んでおられるのは説明資料の17ページの項目に従って。

(事務局) 17ページは国に提出する5ページのまとめでございます。説明用に。

(委員長) 今読んでおられたのは……。

(事務局) 読んでいたのは17ページを読んでおりました。17ページの項目5の。

(委員長) いや、5ページにも書いてあるから。鳥獣害のことが書いてある。

(事務局) 書いてあります。それを抜粋したものです。17ページは抜粋版です。説明用に。

(委員長) 17ページは5ページのものを抜粋している。

(事務局) はい。

(委員長) ということなので、17ページを見ていればとりあえず。

(事務局) はい。

(委員長) 今の話は、市町村がこういうふうの評価しましたということを説明していて、この市町村の評価というのはこれからの項目にもかかわるんですけど。

(事務局) はい。この全てのこの後の項目にも、市町村さんの評価がベースになりまして、委員の皆さんの意見を評価につけ加えるというような感じになります。

(委員長) だから、市町村の担当者というか、市町村の評価がベースになって、こっちのほうの5ページに丸がついていたりするわけ。

(事務局) そうです。

(委員長) この丸というのは、効果があったという意味で丸がついているんだと思うので、オーケーという市町村が多ければ丸がつきやすいというか、丸がつく。

(事務局) 1つの市町村でも、その項目のどれかに丸をつけていたら一応丸にはさせていただきます。富山県内では効果があったというふうに。

(委員長) なるほど。1つの市町村でも、とにかく指摘があれば、この5ページの評価表には丸がつく。

(事務局) 丸がつきます。

(委員長) だそうですので、作成されるほうも大分苦勞されたのだと思います。というような前提で伺っていただければいいと思います。すみませんでした。

(事務局) あと、17ページの5の項目の(2)協定書締結前と比べて集落が変わったと感じる事項なんですが、共同活動により、本来の生産活動に取り組めるようになり、農地集約が進んでいる。団結力が生まれた、そういったコメントをいただいております。

(委員長) 5番目の説明は。

(事務局) 以上です。

(委員長) それでは、5番目の第1期対策から第4期対策までの効果等という項目の中で、それぞれの細かい、耕作放棄地****いろいろ防止されたというプラスの効果があるとそれぞれの市町村が出てきていて、それを*****た

のがこの丸印。だから、例えば⑥の集落営農、認定農業者など担い手が確保されたには丸がついていないということは、どの市町村も上げていなかったということですね。

(事務局) そうです。

(委員長) ということです。

これは結構、⑮その他までありますので、これを踏まえて委員会の意見もまとめなければいけないということになります。

皆さんからここで一言でも何か意見をいただいたほうが、委員の意見のまとめしたら非常にやりやすい。

このところの評価はちょっとおかしいんじゃないかとか、あるいはここをもうちょっと評価してほしいみたいなご意見があれば。

(委員) この5と6に市町村の数が出ているのは、集落ごとに何か調査表が送られて、そのアンケートに基づいて市町村がまとめたマル・バツということですね。

(事務局) そうです。

(委員長) そのアンケート表はどこでつくったやつ？

(事務局) 国がつくられた。

(委員長) 国がつくったアンケート。

(事務局) アンケートというよりも、市町村の評価を集約したということなので、県がこれを行っているんですけども、市町村段階でも評価していただいて、12の市町村さんの評価をいただいたと。だから、アンケートではないですね。

(委員) そのものが各集落ごとの評価ということになっている。

(委員長) だから、各市町村が評価するときに、そのベースになったデータは各市町村に対するアンケートがあったのかという。

(事務局) 集落から市町村に対してまず評価が来ます。

(事務局) 中間年にはアンケートをしているんです。ここはとりましたけど、最終年にはとっていません。

(委員長) ないんだ。

(事務局) ただ、中間年評価に基づいてつくったんです。

(委員長) そういうことなんだ。

(事務局) これは第1期対策から現在までずっと続いている。

(事務局) 要領はもともとそうになっておりますので。中間、最終、中間、最終と来ていますから。

(副委員長) そういう意味からすると、うちの県の場合、中山間でも基本的には、先ほどから共同活動というお話がありましたけれども、集落営農組織の育成だとか、今となれば担い手ということになりますけれども、そういう取り組みもやっぱり強かったんじゃないかなど。だから、その項目で入ってきていないのはちょっと不自然だなという感じがしたんですけど。

(事務局) 実はそれ、ついていないんです。

(副委員長) だから、ちょっと捉え方が、4期対策だけを捉えて、その4期対策の2年ほどの間の結果を答えておられるのかなという感じがしたんですけど。これはだって、第1期対策からすると、私なんかやっぱり指摘の声というか、集落の中でしっかり話し合いをしてこれからどうするかと、そういったときにはやっぱり、共同活動組織なり、機械の共同利用でも、最初は****ですけども、そういうところから入ってきて今ができ上がっているんじゃないかなという感じがするので、その項目に丸がついていないのは何となくちょっと***ないなという感じがしたんです。

(委員長) 具体的に、例えば2000年以降、集落営農がどんなふうにできてきているのかというデータが片方であれば、県としての評価ということも*****。だから、そこのところは、市町村はどれも丸をつけていないんだけど、でも、見方を変えればそう言えるんじゃないの？ ということは逆に言えたりします。県として力を入れてきたのを正当に評価することができるかどうかというのは大きな、今ご指摘としてはあったかと思えます。それも含めてぜひ検討いただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

できた集落営農がどこまでもっているかというのはまた別の問題で、それなりの次のステップを踏んだ集落営農になっていないとやっぱり、高齢化****なくなってしまうというのもあり得るので、それはそれで評価をまた別にしなければいけないんですけども、とりあえず、今まで何にもなかったところにそういう何か新しい担い手ができてきたという意味での評価は*****。

ほかに何かそういうご意見等はございませんか。

〔発言する者なし〕

(委員長) それでは、あまりゆっくりしている時間もないので、次から次へ、とりあえず一回入りますので。

(事務局) 次は、国に提出する資料で言えば6ページになります。お手元の県が作りしました説明資料はやはり17ページの下になりますが、項目としましては、今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題等ということで、市町村が認識しております課題について整理する項目でございます。

これも手元の説明資料の中でその結果をお伝えしたいと思います。

国の項目につきましては15課題が上がっておりまして、16個は課題はないとなっておりますが、全て県内の市町村さんからこのような課題があるということで、回答には丸はついております。

中でも意見の多かったものを整理しますと、17ページの説明資料の中で言いますと、野生鳥獣の被害でございます。これは11市町でございます、電気柵などの施設の設置の維持管理の負担が大きくなってきているとか、電気柵を中心に対策の強化を図らなければならない、他の交付金も活用しながら、広域的な対策が必要というのが野生鳥獣被害関係の意見、課題でございます。

次は、高齢化の進行に対して課題だと言っているところが10市町ありまして、高齢化により5年継続の見込みが立たない、高齢化より活動が縮小化している、交付金単価を下げるより、協定期間を短くできれば、少しでも協定の継続が容易になる、交付金に係る事務の軽減や簡素化という意見でございます。

次に、担い手の不在ということで7市町が意見を言っております。農地転用が協定違反とならないように要件緩和を*****その課題です。交付金に係る事務の軽減や簡素化、広域化の検討、地域・集落外の人材の活用といったことが市町村からの課題としての意見で上がってきています。

以上でございます。

(委員長) 今のは第6項目のご説明だと思うんですけども、これにつきまして何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題等という題名になっております。

全部丸がついているわけですが。だから、ここに丸がついているということは課題があるよということ。消してもいいというご意見はなさそうなので、じゃ、よろしいですか。この項目で。

〔異議なし〕

(委員長) じゃ、次に行きたいと思います。

(事務局) 次に、7番の項目に移ります。国に出すページ番号で言うと7ページでございます。対象農用地を有するものの本制度に取り組んでいない理由でございます。県内でも対象農用地、この国に提出する資料の1ページをもう一度めくっていただきますと、そこの一番上に県内の対象農用地面積が、真ん中ほどの欄に5,396

ヘクタール、要は、この四角の得られる地域が5,396ヘクタールあるんですが、この中山間地域等直接支払制度になっているところは4,626ヘクタール、この約600ほどの差の地区はこの取り組みをしておられないということをごさいます、これについてなぜなのでしょうかとことを市町村に問うているものでございます。

これは、解説を見るまでもなく、国に提出する資料をちょっと読み上げさせていただきます。

集落内の高齢化が進み、農業生産活動などの継続が困難であると判断。

2番目は、事務を行う人材がいなかったことが取り組み開始の障害となった。

3番目は、取り組む方向で検討を行っていたが、集落内の話し合いが不調となった。

4番目は、地域で営農継続をしないエリアを決めて、それ以外を多面的機能支払の事業で保全管理すると決めた。積極的な撤退というような、そういった意見がございました。

以上でございます。

(委員長) 対象農用地を有するものの本制度に取り組んでいない理由をここに書いてくださいということなので、こういう理由が出てきたと。その理由、それぞれおかしいんじゃないかというのがあればご指摘いただきたいと思います。

委員の*****ご意見があればまたいただきたいと思います。

結局、対象農用地なのにその制度に取り組んでいない面積は、さっき何ヘクタールとおっしゃって、それは何%になりますか。

(事務局) 県内で取り組んでいるところが*****で85.7%です。

(委員長) 取り組んでいるところ？

(事務局) 取り組んでいる地域が。だから、15%が取り組んでいない。

(委員長) 15%を多いと見るか、大したことないという見方をするのか、どっちかだと思っんですが。

(事務局) 85.7%という取組率は、全国で言うと大体16番目ぐらいですね。

(委員長) 16番目に多い地域。

(事務局) そうですね。多いほうから16番目です。

(委員長) だから、どちらかというに取り組んでいないほうがいっぱいいる。取り組んでいない面積が多い。

(事務局) いやいや、取り組んでいる面積の多いほうから16番目にある。

(委員長) 逆か。取り組んでいる面積が多いほうから16番目。例えば一番多いのを100%にしちゃうと、十何%というのは。

(事務局) 熱心な。

(委員長) それなりにしっかり、対象とするような農地は取り組んでいると。全国で15番目。

(事務局) 16番目。

(委員長) 特にご意見がなさそうでしたら、このままで出したいと思います。よろしいでしょうか。

[異議なし]

(委員長) それでは、次、お願いいたします。

(事務局) 8番目、取組の評価と今後の取組方針ということで、国に出す資料の7ページの8番でございます。

こちらのほう、8項目ございますので、順番にご説明をさせていただきます。

まず①耕作放棄の防止、農道・水路の維持管理、多面的機能の増進というところでございますが、こちらのほうは、農地、水路、農道が適正に管理されるとともに、集落環境の保全も行われており、本制度は適正に実施されているということ。引き続き、耕作放棄の発生防止の取り組みを支援してまいりたいということが1つ目。

2つ目でございます。農業生産体制の整備。先ほどのC要件というところの話でございます。こういったものの整備についてでございますが、影響等及び今後の取組方針のところでございますと、機械・農作業の共同化から、集落営農の法人化に至る事例も見られております。担い手への農地集積・集約化によりまして、農作業の効率化にも寄与され、引き続き、農地中山間管理機構等を活用しました集積を推進するというところでございまして、事例としまして、高岡市の五位、小矢部市の五郎丸ということでございます。

本日おつけしております、後ろにA4横のカラー版の資料があるかと思うんですけども、こちらの1ページ目が五位集落協定、2ページ目が五郎丸集落協定の取り組みの事例について法人化されてやったということが掲載されておりますので、またごらんください。

続きまして③でございます。本資料にも載っております、所得形成という部分でございます。こちらのほうは、農産物の直売とか加工など地域の特産物を活用した6次産業化の取り組みも見られるということ。あとは、地産地消の推進だとか集落内収益力の向上につながっており、引き続き、集落の稼ぐ力の取り組みを支援していくということでございまして、先ほどのカラーのA4横の参考資料で言えば、3ページ目には氷見市の胡桃、4ページ目には南砺市の細野集落協定、こういった取り組みで、集落内外の方々に来てもらって、あるいは特産物を6次産業化で取り

組みをしているということを事例として紹介してもらってございます。

続きまして④でございませう。農村協働力の向上だとか維持、それと集落コミュニティの活性化という部分でございませう。こちらのほうでございませうが、集落内での連携のもと、農業体験、景観作物の作付など都市農村交流、学生インターンシップ受け入れなど集落機能強化が図られており、こういった優良事例の横展開によって普及に努めてまいりたいと考えておりまして、参考資料で言えは、5ページ目が富山市桐谷集落の事例で、6ページ目が魚津市の小菅沼の集落協定の事例ということで掲載させていただいております。

続きまして、⑤集落間連携・広域化、多様な中間支援組織との連携による取組体制の強化ということでございませう。こちらのほうは、高齢化、過疎化をきっかけに、担い手を中心に広域化協定を締結している。あるいは、農産物直売所やカフェを運営するNPO法人を設立するなどの地域活動が見られているということで、優良事例の横展開による普及に努めてまいりたいということで、事例は先ほどの参考資料の7ページ目の富山市小羽地区広域集落協定ということで、担い手の方とNPO法人さんが連携しての取組、あるいは8ページ目、小矢部市荒間の山の店というNPO等とつながって活動しているという事例を紹介させていただいております。

続きまして、この資料の⑥超急傾斜農地の保全活動でございませう。こちらは、通常の急傾斜は20分の1、さらに10分の1の傾斜ということで大変な急斜のところでございます。こういったところで、ソバや棚田米など地形を生かした特徴ある農産物や、イベント等を通して集落内外の協力のもと保全活動を実施されております。

そのほかブランド化事例もございまして、そういった事例の横展開の普及を図っていききたいということでございまして、参考資料で言えは、9ページ目に砺波市の原野地区で、最後10ページ目には氷見市の論田地区の取組をご紹介させていただいております。

あと、その他（省力化等）というところでございますが、体制整備単価、先ほどの2割部分の交付を目指していたけれども、高齢化と過疎化により基礎単価、8割部分だけの交付となつての集落が県内全体で36協定あるというものでございませう。

最後、⑧でございませう。こちらのほうは、第3期対策から4期対策にかけまして、第4期対策中に個人配分への割合が高まってきたということで、最初からちょっと議論させていただいている部分について記載させていただいております。

以上でございます。

（委員長）　このところは、取組の評価と今後の取組方針というところで、それぞれの具体的項目につきまして、評価と取組方針*****いるんですけども、そんなにゆっくりはやらないと思ひますが、一応今の話を前提にご意見をいただければと思ひますが、いかがでしょうか。

（副委員長）　一応確認させていただきたいんですけども、この⑧のところ、3期から4期にかけて個人配分への割合が高まってきたと。それを担い手というところで落ちをつけているんですけども、この担い手というのは多分、集落営農の法人化がかなり影響しているのかなと私は勝手に思ひたんですけども、そのあたりはどんな状況でしょうか。

逆に言うと、個人配分ではもともとが所得補償だから個々の農業者へ配分するという意味合いだったと思うんですけども、最近増えてきている部分というのは、むしろ集落営農組織が法人化になって、個人経営体というか、経営体になったということで、そこへの配分が増えてきているということの背景があるのかなと勝手に思ったんですけども、どうなんでしょうか。

(委員長) さっきの個人配分が増えてきているという中に、やっぱり担い手にしっかり配分するようにしたいというような意味で言うと、集落営農の配分もあり得るのではないかということで、それに対するお答えがまたあれば。

(事務局) 今、副委員長さんがおっしゃるとおりだと思っております、確かに、4期対策中に結構法人化というのは、法人化加算の40万円というのが国の制度であったので、それに伴って法人化が結構進んだ地域かと思えます。集落営農そのものが。ということからすれば、集落営農という個人配分で、集落営農からさらに構成員の皆さんに結果的に所得配分になっている可能性はあるんじゃないかなと思いますので、そちらも含めて、ここの記載の仕方をもうちょっと、集落営農の法人化とかって、その辺の影響度を書くようにトライしてみたいと思います。

(委員長) 集落営農に配分したって、それ*****ですか。

(事務局) まず協定から集落営農法人に個人配分しますということで上がったと。なおかつ、集落営農は経常部分ですので、利益が上がりますので、それを集落の構成員の皆さんに間接的に配分されるという考えもあるのかなと思って今お聞きしたところでございます。

(委員長) そうですね。あとの部分は法律のあれなので、制度的には個人配分には間違いな*****だと思えます。そういうことも含めて*****ますので、担い手がしっかりあるところでは、そういう配分が増えてきているのかもしれないですね。

ほかにご意見はありますか。

私もだから、今のお話に関連するんですけど、2番目の法人化に至る事例も見られたというところをしっかりと書いているので、これで、要するに、効率化にも寄与して、管理機構も活用して、その推進も図っていますよということにはなっているので、この辺を先ほどの項目の丸がついていないところとどう関連させて考えていくかということになるかと思うんですね。

ほかに、この評価の意見を影響等及び今後の取組方針に実際に書いてきたのは、市町村から上がってきたということですか。これは県でこれを上げたということですか。

(事務局) これは市町村評価ではなくて、県のほうで、これまで毎年1年に1回優良事例集を県で発行しているんですが、その中から拾ってまいりました。

(委員長) ということなので、ちょっと質問を*****景色が違うのでややこしいですが、それぞれの項目について何かご意見はございませんでしょうか。

[発言する者なし]

(委員長) なければ、最終的に何か出てくれば*****いただきたいと思います。

次の取り組みに行きたいと思います。

(事務局) 9番目の本制度に対する意見というものでございます。国に提出する資料では7ページの下の部分に書いておりますし、お手元に配付しました説明資料で言いますと18ページの真ん中から下の部分になります。

説明資料の18ページの四角く囲んである市町村最終評価というところに、市町村さんが上げてきた意見が書いてあります。これだけばらばらなものを書くのは大変なものですから、これを集約して県で整理したものが、国に提出する7ページに記載してある形とご理解いただければと思います。

まずその7ページ、小さいんですが、どのように市町村の意見をまとめたかと申しますと、1番目、本制度は、耕作放棄地発生抑止と農業生産活動の継続、高齢化や後継者不足などの課題を抱えていることから、次期対策の見直しにおいて以下の点に配慮願いたい。1番、協定期間の短縮、2番、返還措置の緩和、3番、事務の簡素化、4番、活動要件の緩和など、特に5年継続のハードルが高く、次期協定に取り組むために返還措置の緩和が求められていると。これは先ほどの6番目の課題ですね。今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題等、それを踏まえて各市町村さんが出してきた意見でございます。

2番目の意見は、新たな人材の育成、確保や地域の公的な役割を担う団体の設立などの集落機能強化、省力化技術を導入したスマート農業の推進など、制度の拡充。3番目は、地域要件を満たさない地域でも農用地要件で他の中山間地域と同様の条件である地域から知事特任の対象とするよう要望がある。

この最後の3番目はどういうことかといいますと、とある地域では、隣の市町村との境界に存在する地域でございまして、隣の市町村と同じような地理的要件なんですけど、そこは中山間の指定に入って活動のこういった交付金をいただけると。でも、その隣の市町村の違う地域はいただけないと。それはなぜか。一番最初にご説明しました、この事業制度である地域法の指定の中に網かけがされていない地域がございまして、それで、そういったところは地形要件がクリアできてもこの制度に乗れないという話でございまして、何かそういったところを改善できないかというご意見でございます。

以上です。

(委員長) これは、本制度に対するご意見等を聞かせてくださいということで、市町村がこういう意見を上げてきたというのをまとめたもの。

(事務局) まとめたもの。

(委員長) まとめたものがここに出ているわけで、ただ、この第三者委員会というか、委員会としては、ここに書いてあることについてどういう評価をしたらいいですかね。これ、足りないんじゃないの？ といっても、別の観点から何かつけているのか。

(事務局) この部分は、市町村、県、第三者委員会、皆さん思われたことをここに追加している。今ここに表現されているのは市町村の分だけまとめてあります。よろしくお願いします。

(委員長) じゃ、個々に上がってきたのはまさしくそのとおりのことが多いと思うので問題ないと思うんですけども、この制度に対する意見として、こういう点がちょっと足りないんじゃないの？ とか、例えばこういう部分をもっとしっかりやってほしいというようなご意見を出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員) 利賀地域の**といいます。よろしくお願いします。

****たちが、今、私、利賀地域で婦人会長をさせていただいておりました、今、南砺市だけでなく、ほかの地域でもそうだと思うんですが、***のためのシステムが進んでいまして、利賀地域でも自治振興会を束ねた利賀地域づくり協議会というものを立ち上げて、いろいろな会議でそうだと思うんですけども、女性の意見をというものの代表で、婦人会長の充て職というものが今とても増えております。

その関係で、今、利賀地域でも、これからの小規模多機能***を考えています。****の話聞く機会が大変多くなっているんですが、その中でやはり、昔は急傾斜地でも、自分たちの食のために農業をしていた。なので、こういった農業のお話とコミュニティのいろいろな地域のお話はイコールで解決できていたものが、今はもうじいちゃん、ばあちゃんだけになったり、ひとり世帯になったりしますと、町で暮らしている家族と、いや、そんなあんた、転んだり、日が当たって日射病になったり***から大根つくらんでいっちゃ、100円で買って持ってくると言われるような時代になってきていて、コミュニティ自体が多分、人手不足というのがもう第一の課題になっていくので、先ほどの市町村の丸がつかない項目というのは全て人に関する項目だったのかなと思ったりもしています。

今後のところに、やはり移住者、U I J ターンなどの新たな人材確保を入れてというところを一番期待しております。

いろんなところでこの言葉を聞くんですけども、多分富山県さんも今、移住促進をまた別のセクション、****だとかつくっておられるかなと思うんですが、例えばここで直接支払の中でもそうした課金があるのにもかかわらず、そういった横の制度のつながりをマッチングしてくださる場所というのがとても少ないように感じています。一つ一つの縦割りの中では人間が少ないので、移住を促進しているということはとても多いんですが、新たに人が来たときに、例えば住居について

も調整してくださる課がある。農業についても調整してくださる課があるんですけども、その横のつながりをいろいろマッチングしていく場所がなくて、それは多分、縦割り組織でやる行政ではなかったり、全て変えれるとは思うんですけども、そうしたことも小さな****でも地域の中で自分たちであげなさいというのではなく、こういった上の段階で横の支援制度をつなげてもらうような書き方もどこかで工夫していただけないかなと思いました。

(委員長) ありがとうございます。非常に大事なご指摘をいただいたと思います。

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

今の制度間の連携という意味では、富山県も新しい部署をつくってそれなりに進めておられると思うんですけど、この中山間地域等直接支払制度にどこまでかかわるかということに、それこそ制度の趣旨から言っても範囲かどうか分からないんですけど、今話されたように、中山間のほうはもう農業だけの問題じゃありませんね。だから、そこをしっかりと認識しないと、いくら活性化といってもそれは無理で、さっきの営利保険、任意保険なんかなかなか出てこないというのは、活性化するような仕組みができていないんですよ。

そういう意味では、制度の連携性という意味で言うと、総務省がやっているような地域運営組織とか、ああいう組織をどう富山県に普及させるかということ連携しないと、やっぱりもう活性化、農業だけであるいは農地だけ見てやろうと思ったって無理な話なので、産業にしても全体的な、要するに農業プラスアルファの部分、どっちがプラスかわかりませんが、半農半X的かもしれませんが、そういう地域の住人として生きていけるような産業が地域にないとやっぱりやっていけないわけですよ。

もちろんそういう中で、農業というのも重要な産業です。でも、それだけではやっていけないということもあると思いますので、そういう意味で、観光事業も含めて当然やっていかなければいけない話なので、その拠点になるような団体というか主体をしっかりつくるのが先じゃないかと思うんですよ。

だから、地域運営組織といったらいいのか、その地域の中で何かそういうもうちょっと利益につながるような会社がいいのか、何とも言えないところはありますけれども、やっぱり地域の中で、地域を動かしていくような会社をしっかりつくっていく、あるいはそういう主体をつくっていくというのはどうしても求められているような気がしますね。だから、この制度が核になって、そういうところに向かっていくための制度であってほしいなと思います。

いつまでたっても、とりあえずは耕作放棄を回避するというのが目的には違いないと思うんですけど、それで終わってもらってはやっぱり、農村という意味で言うと片手落ち過ぎるんじゃないかと思います。

欲張った要求かもしれませんが、でも、全部今必要になっているなと思います。時間的にもう、いろんな集落の話聞いて、それぞれの各集落の世帯の状況とか家族構成とか聞いていくと、もう秒読みですよ、本当に。時間との戦い。本当に秒読みですわ。その集落がいつまでもつかという。あのうちもなくなる、あのうちも外へ出たというのはもうしょっちゅう出てくる話なので、残った人だけで何と

かやれというのは無理な話にもうなってきたところが多いから、そういう意味で、***だとかそういうのは当然出てくるわけですけども、だから、そことの連携なんかもしっかりやっていかないと、もし移住というのを入れるとしたら、どういう条件を出したらいいかということも考えていかないといけない。

富山県が特異なのは、例えばモデル経営なんかで言うように、所得補償をするというのは1つの考え方ではあると思うんですけど、どうも所得だけでも来ないという感じももちろんしていて、そこはいろんな柔軟な対応の仕方というのが求められているような気がしますね。

今の若い人たちにコンクリートもないような山の中へ来いといったって、それだけでは無理ですよ。お金を幾らやるといったってそれは無理な話なので。じゃ、どうしたらいいんだということを本当に真剣に議論しないといかんなと思いました。だから、今の***との連携ということも含めて*****ていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

この際、あともうちょっとだけ時間がありますから。

(副委員長) この対策の用地対策まで来たんですけども、もとより、中山間地域の部分については、国土の保全という意味合いの中で、近いこの部分で*セイサク*していただけるようにということで、所得補償の観点から見てきた制度だったと思うんですけども、4期までやってきて、毎回恒久的な対策にしてほしいというものの、結局、予算***になるんですよ。*****になっているし、毎年の。市町村の要望の中にもあったように、基本的に5年のハードル、制度的に言うと、やっぱりこの部分が一番大きいのかなと。取り組むに当たっても、先ほど取り組めていない集落の話もありましたけれども、このハードルがどうしても超えられないという感じが強いのかなと。

用地対策まで来たから、くるっと変えるわけにはなかなかいかないと思うんですけども、少なくともここで言うような事業のスパンを短期にするというのはすごく大事。むしろ、逆に言ったら、単年、単年でもいいから、その時点での農地面積で交付金を決めていくというような仕組みで、その時点で集落が話し合いをしてこれでやっていくと言える状況であるならば、交付金を支払って活動してくださいよと、個人の所得補償も含めてやってくださいよと、安心してやれるような制度に変えていただいたほうがいいんじゃないかなと。

やっぱり中山間地域が大事だという部分を国の制度としてもしっかり捉えて、やるときは恒久的にというか、そこに住んでいる方がさらに住んでいられる、もしくは、もう少しほかの地域から移住してこられる方を受け入れられる集落にしていくというところがずっとやっていけるように、国で支えているという観点でやるのであるならば、あまりペナルティーをかけるというか、さかのぼって返還措置を求めるといのは何か制度的にはちょっとおかしいんじゃないかなという、何か悪いことをしたみたいなお話になるというのはおかしくて、少なくとも20あったものを18までは維持したよということの評価してもらおうという制度、根本的な制度の精神として捉えていただくようになったらいいなと思って。それがこの表現でいくと、1番の表現になっているんだと思うんですけども、もうちょっと国としてしっか

り捉えていただきたいと。本当に地域を守る、支えるという視点の制度にしてもらいたいなと思います。

(委員長) ありがとうございます。

今のご指摘は、今の点で言うと、5年たったら返還しろという、ある意味では地元任せきり、あんなのところ、やらないのだったらもうだめよというような制度になっていますので、そのところは、補助金があればそれでいいというわけではないけれども、今のお話だと、例えば毎年でも、そういうやる気がちゃんとあって可能性があるようなところはちゃんと出すとかでも確かにいいのかなと思います。

いつまでも地域だけにと言ったらおかしいですけども、やっぱり地元が動かないとどうしようもないような国土保全になっているわけですよ。本当にそれだけで国土保全できるのかなと思って。片や、農産物のほうはそれなりに厳しい条件になっているわけですからね。どんどん輸入を増やそうみたいな話になっていたりするので、そういう条件の中で、その地域で農地だけは守ってくれみたいな話がどこまで通じるのか。何か人がいなくなるのも当たり前といえば当たりの論理だと思うんですけども、そういう意味でも、この制度をやってきたことは確かに効果はあった部分もあるし評価できるんですけども、より本来の意に沿った制度に、充実させていただきたいというような話でありますので。

どうもありがとうございます。

ほかにどうですか。

(副委員長) この制度の評価というのは、これはもう*****出さない*****それで、いろいろ議論されていたわけですが、一応市町村でも、検討を踏まえながら、*****まとめていくことも必要ではないかと思っているんですけども、今後の課題として、先ほどから*****国土保全の面の*****になってくるんじゃないかということから、別途の交付金とか国土保全の観点から何か決まった*****そこに追加して、もう少し*****とか*****という形で交付金ができないかとかということを思っているわけです。

私はもともと土木の県庁の職員だったものだから、災害関係とかいろんな*****だったんですが、やっぱり国土保全について*****今の構成員はやっぱり耕作放棄地の大きな問題からスタートしているんじゃないかと私は思っていたんですが、それがだんだんと多面的ないろんなことになってきているんですが、どうしてもやっぱりこれからはやった*****はやっぱり金の問題と、そこに社会的*****そこがやっぱり大元を維持できるのかどうか。*****もちろんあるわけで、県の*****もあるんですが、そこら辺をしっかりと今後の課題の中で、県との中で少し何かやってもらいたいなという思いをしているわけです。

以上であります。

(委員長) ありがとうございます。

要するに、制度の目的からして、もうちょっと広い健康的な国土保全というところに*****もむしろあっていいというご意見だったと思います。

ほかの部分でいかがでしょうか。

(委員) 先ほどからいろいろと意見が出ていて、そのとおりだと思っています。私もこの中で、特に***等の中で、事務の簡素化なり、あるいはまた市町村の最終的評価のところの南砺市あるいはまた氷見とか****のほうでも意見を出しておられますけれども、次の5期対策を考えたときに、恐らく、先ほどからの実績等を見ていても、人対策というのはほとんどできにくいということから進んでいないわけですね。そういった中で、南砺市は人材の育成、確保に応分のものを充てたいと言っているわけですが、まさにそういった意味では、事務の簡素化、あるいはまた事務処理にしても、高齢化がどんどん進んでいく中で、きょう説明いただいたこれらのことを踏まえて、やはりしっかりと補助金を使っていくということになると、相当それぞれの団体の意図はつかんだと思うんですけれども、そういった中で、ほかの事業の中で地域支援とかいろいろな制度がありますけれども、そういったものと先ほどの意見の中でも横の連携とか、あるいはまた委員長さんがおっしゃったような大きな組織の中でそれらに対応していくようなところを持たないと、5期対策は恐らく結構厳しい状態になるのではないかなという気がしてなりません。

特に近年言われている外国人労働者の受け入れにしても、9カ国、そして近年では農業もその中の業種の1つに入っているわけですから、そういったところも踏まえて、都市部からの、高齢者までいかなくても、若い人が本当に、先ほどおっしゃったように、農村のコミュニティもないようなところへどれだけの人が実際に来てくれるかというところが結構不安になるわけですし、そういった点では、開発途上国と言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、私は近年、モンゴルへ行っているんですが、彼らは非常に日本に来て学ぶことも意欲的ですし、そしてまた、彼らの生活しているところにはそういうコンビニとか便利なものはありません。そしてまた、寒さに対しても極めて私らよりも強い。そして勤勉さもある。そういうようなことからしますと、そういった人たちの力も、ある部分では、特に中山間地域はかりる必要があるのではないかなと私は思っていて、そういったことで、たびたび現地に行って若者の意見も聞くんですけれども、極めて富山県の中山間地域には寒さにも対応できる力というのは案外必要じゃなかろうかなと思って、具体的にそういったことにも取り組もうと思って今計画を進めているんですけれども、そういった意味では、特にこの交付金あたりは、今後の使い方にもっと幅を持たせて、その辺をもう少し膨らませて、人材対策あるいはまた事務処理についての改善というものを意見を膨らませて出していただけたらいいのかなと感じました。

(委員長) ありがとうございます。

人対策がやっぱり欠けているというか、それは共通した話だと思うのと、それをやるためにも、さっきの制度間の連携というか、そういう例えば組織を何かつくるとかしないと、そういうようなサポート体制がしっかりしていないと、この中山間地域制度もこれからは難しいというご意見だったと思います。

だから、中山間地域制度をうまく活用していくためには、やっぱり前例となるような連携なり何なりをしっかりとっておかなければいけないし、制度自身もそういう

連携ができるような交付金の使い方だとか事務处理的なところの対応というのはしっかりできるようにしてこないと、中山間地域の制度自身が難しくなるというご意見だったと思いますので。まさしくそのとおりだなと思います。

もうぼちぼちなんですけれども、よろしいでしょうか。

最後に、私、これだけは言っておきたいということがあれば。

〔発言する者なし〕

(委員長) よろしければ、じゃ、この最終評価報告書案につきましては、本日の各委員のご意見を踏まえて修正が必要と考えられる部分につきましては……。

(事務局) 委員長、すみません。最後、4番、これ、A、B、Cをつけなければならぬというのがまだ残っているんです。

(委員長) じゃ、説明をお願いします。

(事務局) そうしましたら、提出資料の5ページの上段部分でございます。これ、4番目に入っているからちょっと混乱させてしまいましたが、要はこの4期対策をA、B、Cで評価するんですが、じゃ、A、B、Cの評価の基準って何かということなんですが、県の説明資料の16ページをお開きください。こちらにこの4項目の総合評価ということで、市町村さんの名前がずっと出ていまして、市町村さんの意見が出ております。それで、市町村さんは自分でこの4期対策はA、B、Cの何になるかということの評価しているんですが、その評価の内容はこの下に四角くで囲ってありまして、Aがおおいに評価できる、Bがおおむね評価できる、Cはやや評価できる、Dはさほど評価できない云々かんぬんでございます。

それで、市町村さんはやはりそれぞれ自分の物差しを持っておられますので、AだということからBだということ、Cというところがあります。その市町村さんの評価は評価で、我々もこれはこれで一応尊重はするんですが、その横に意見から判断した評価ということで、これは県が同じ目線を見たときにどうなるかということ参考までに示したものです。

例えば氷見市さん、Cだと言っておられたものは県の面から見るとB。というのは、氷見市さんは協定の継続が難しい集落が出てきているというところから、ちょっと厳しめに、もっと充実した料金の制度だったらこんなことはなかった、ここまで深刻ではなかったんじゃないかなというような意味合いでCをつけられたのかなと思います。

我々としては、そういう中で、黒部市さんとか砺波市さんはBがついているんですが、Bに評価するだけの项目的なものがちょっと見当たらない。それなりの評価をされているということで、こういったところは私らはAではないかというふうに、我々の物差しで評価させていただいております。

そうすると、下に集計が書いてあります。Aは県で言うと8、Bは4、C以下はなかったということでございます。

それで、これを委員の皆様、今回このA、B、Cのどこに該当するのかというこ

とを我々のほうに参考にに応じていただくと、その意見も踏まえて、県知事が最後に評価部分のところにA、B、Cを決めていって****にお送りするという形になります。

市町村さんは国の提出資料の5ページで、各項目に対してどんな効果があったかというところにつきましては、1番から10番までは丸はつけてきておられます。11番、農産物価格の変動に左右されない所得が確保された、そこだけほどの市町村さんも丸はついておりませんでした。

以上でございます。委員長、よろしくをお願いします。

(委員長) ということで、市町村の評価ではAが5つ、Bが6つ、Cが1つということで、1個の差なんですけれども一応Bが多い。県の目線でもう一回並べてみますと、Aが8つでBが4つでCがなしという結果なんですけど、この形を参考にしながら、第三者委員会としてどういう意見を出すかということになります。Aでいいんじゃないかとか、あるいはやっぱりBだよなという話、A、B、C、D、E、F、Gまでありますけれども、どっちにしろ、ご意見をまずいただかないといけないんですけれども、いかがでしょうか。

これは、さっき確認したように、この総合最終評価については第4期だけの評価です。ここ数年の評価ということでございます。どうでしょう。

(副委員長) ここに書いてあるように、県より市町村よりもまだ個々の詳しい話、まだ具体的にはわからないのに、委員会の評価を出さなきゃならないの？

(事務局) 評価というよりもご意見をいただければと。

(副委員長) 意見についてはわかるけれども、だって、個々の不安材料がある中とかいろいろあるでしょう。これ、県が評価している中で。市町村がそれなりの評価しているところへ、県が***いろんなことの****の見方で評価されているのか。私は、委員会としての県の評価を****するべきで、考えていただきたいなという気持ちですね。*****BがAになったりという。

(委員) 私は、今**さんがおっしゃったとおりだとは思いますが、このように課題がたくさん出ているにもかかわらずAが一番多いというのは、確かに、効果を認めるという意味では評価はできるかもしれないけれども、課題がたくさんあって課題のところには全部丸が、6番のところですよ。6番では全てに丸がついている中で、Aって一番いい*****それが一番多いのは、結果的に私はBぐらいかなというような感じがするんですけれども、だから、市からいただいた5、6、1というのは何となくわかる。ただ、県の方が調整をされてというか、総体的に見たときに8、4、0ということも理解はしているんですけれども、本当に総合的に見ると私はBぐらいなのかなと感じています。

(委員長) だから、さっきいろいろ意見が出た、9番目の項目***で出た意見でも、第4期に対する意見なんですね。それに対して結構いろんな角度から、あれ

が足りないんじゃないかという意見が出たということ踏まえると、まさしく総合評価も第4期対策の評価なので、丸々いいというわけには多分いかないのではないかなど。100点とは言えないけど、90点か80点かわからないけど、合格ラインには違いないのだと思うんだけど、そういう意味ではやっぱりBに近いのかなという。意見がそんなになれば、またAというのがあったと思うんですけども、これだけやっぱり出てきたので、文章をそっちを先に聞いてしまったのがあれなのかもしれないんですけど、そういう意味で、きっかけの順番が、4番から聞いていけばよかったですね。でも、よかったですと思います。9番をしっかりと聞いた上で最終的な評価をするという、順番はそれでいいと思いますけれども、どうですか、皆さん。だから、9番を聞いた後の話だと、やっぱりBになっているじゃないですか。私****
***ですけど、そういうことでどうですか。よろしいでしょうか。

〔異議なし〕

(委員長) 第三者委員会の意見として、またそれを踏まえて検討いただければということにして、それで、最終的に一回確認しておかなければいけないのは、この最終評価報告書案につきましては、本日の各委員の意見も踏まえまして、修正が必要と考えられる部分につきましては、事務局で修正をお願いするとともに、その内容や確認等について私にご一任をいただくことでよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

(委員長) ありがとうございます。

それでは、修正内容は私のほうで****いただきまして、最終版を事務局から各委員に送付させていただくことにいたします。

事務局からの最終評価についていろいろご意見を出していただきましたけれども、さらにお気づきの点があれば、委員の皆様方から事務局へ別途お伝えいただきたいと思いますが、これはなるべく早くということで、事務局でまとめる前にご意見をいただくということでございます。もしあればですね。

それでは、本県の農山村振興のために委員会の意見を踏まえまして、一層のご努力を図られますよう委員長からもお願いいたしまして、事務局にお返ししたいと思います。

4 閉 会

(事務局) 委員長、そして委員の皆様、どうもありがとうございました。

今回いただきました貴重なご意見を踏まえて、県のほうへ報告させていただきます。

なお、次回は来年2月に中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度、農村環境創造基金事業など、農山村振興施策の実施状況について委員会を開催させていただきたいと考えております。

また予定が近づきましたら連絡させていただきますので、よろしくお願いたし

ます。

本日はこれで閉会します。長時間にわたり、どうもありがとうございました。